

第5章 景観重要建造物及び景観重要樹木の指定の方針

景観法第8条第2項第4号に規定する景観法第19条第1項の景観重要建造物の指定の方針及び景観法第8条第2項第4号に規定する景観法28条第1項の景観重要樹木の指定の方針について定める。

5-1 景観重要建造物

■指定の方針

建造物のなかで、歴史的に貴重なもの、地域で広く親しまれシンボルとなっているもの、優れたデザインのもの、珍しい形や優れた技術が用いられているものなど、住民にとって貴重な歴史的遺産や、コミュニティの拠り所となる建造物についてはこれを保全し、後世に伝えていく必要がある。

こうしたものについて、所有者、管理者の意向をききながら、積極的に景観法に基づく「景観重要建造物」の指定によってその保存を図る。

景観重要建造物の指定にあたっては、愛知県の「近代化遺産」としてリストアップされている建造物をはじめとする貴重な家屋や、特に伝統的な外観を残す家屋が集積している緒川や生路等の家屋を中心として、所有者の意向をききながら検討を進める。

■指定基準

外観が優れており、公共の場所から容易に見ることができるもののうち、次のいずれかに該当するものについては、景観法第19条第1項に規定する景観重要建造物の指定を積極的に行うものとする。

- ①歴史的景観に寄与しているもの
- ②地域の伝統的建築様式など、造形の規範となっているもの
- ③再現することが容易でないもの
- ④地域のシンボルとして住民や来訪者に親しまれているもの
- ⑤文化財保護法等の既存の法制度で保全されるもの（文化財、天然記念物）以外で、保全の必要性が高いもの

【景観重要建造物のイメージ】



神谷邸（愛知県近代化遺産）



緒川地区の趣のある建物

5-2 景観重要樹木

■指定の方針

町内に点在する大きな樹木は長い時間をかけて育まれ、地域住民の生活に密着し、多くの安らぎを与えてくれる。こうした樹木は町民にとっても貴重な歴史的遺産であり、健全で樹容が景観上特にすぐれているものは、これを保全し、後世に伝えていく必要がある。

これまでの緑の保全と緑化については、平成17年3月に策定した東浦町緑の基本計画に基づき各種施策を推進している。また、住民が快適な生活を営むために必要な樹木及び樹林を保護育成するため平成元年9月から東浦町樹木等保存要綱を施行し、住民の理解と協力を得ながら大切な緑を保全している。この要綱による保存樹木及び樹林の指定を継続して推進するとともに、必要に応じて景観重要樹木の指定も行うものとする。

なお、景観保存樹木は個別の樹木に対する指定制度であるため、樹林地の保存については都市緑地法の緑地保全地域や特別緑地保存地区制度の活用による保全を検討していく。

■指定基準

樹容が景観上特に優れており、公共の場所から容易に見ることができるもののうち、次のいずれかに該当するものについては、景観法第28条第1項の規定による景観重要樹木の指定を積極的に行うものとする。ただし、公共の場所から容易に見ることのできる位置にあるものに限る。

- ①地上から1.5mの高さにおける幹の周囲が1.5m以上の樹木
- ②株立ちした樹木は、地上から約1.5mの高さにおける幹の周囲の和に50%を乗じた数が、1.5m以上の樹木
- ③樹木自体の歴史的価値や文化的価値が少なくとも、地域のシンボリック的存在となっているもの

【景観重要樹木のイメージ】

